

派遣もパートもアルバイトも

非正規雇用

3/4(金)~5(土)

ホットライン 10時~18時



079-288-1734

派遣会社は

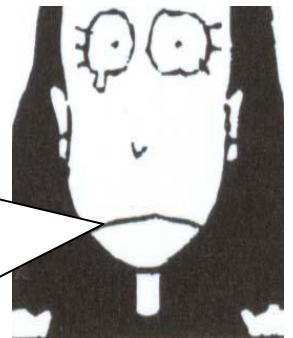
ずばり！派遣で働くメリットは

- 仕事以外の生活とのバランスがとりやすい
- 専門知識、能力を活かした仕事を選択できる
- 特定の企業に拘束されない
- 本人の能力、実力に基づいて処遇される

(97年発行 某求人誌より)

と言うけれど

自分の都合のいい時間に専門知識や技術を活かした希望の仕事になんて就けませんよ。長期の海外旅行や集中講座も無理です。生活のため次の派遣の準備に追われています。



■契約更新を盾に、理不尽な権利侵害

「妊娠を上司に告げると、契約を打ち切られた」「長年働いてきたのに、今回で契約は終わりと言われた」など、契約をめぐる相談は後を絶ちません。また、「有休を取りたいと言ったら『パートにはない』と言われた」「雇用保険に入ってくれない」「10年も働いているのに時給が上がらない」という話もいまだに多く、契約更新を背景にした理不尽な権利侵害が日常的に起きています。

小学生 夢見る職は 「正社員」

クラーク博士

人員が 「ととのいました」と 解雇され

エビ坊

第24回 第一生命サラリーマン川柳コンクール 入選作より

身近な場所へ相談を！

- | | |
|------|---------------|
| 尼崎 | 06-6481-2341 |
| 芦屋 | 0797-23-8110 |
| 神戸 | 078-232-1838 |
| 明石 | 078-912-2797 |
| 加古川 | 079-425-0532 |
| 加西 | 090-3848-7970 |
| 姫路 | 079-288-1734 |
| 篠山 | 079-552-7010 |
| 豊岡 | 090-6552-0370 |
| 県内全域 | 078-382-2116 |

兵庫県最低賃金額

734 時間額 円

発効日：平成22年10月17日

Q.最低賃金制度とは何でしょう？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

誰でもひとりでも入れる労働組合

姫路ユニオン

姫路市東延末1丁目64 TEL:079-288-1734/FAX:079-288-1158